

<div style="text-align: center;"> 受付印 年 月 日 長あて </div>	申 告 者	住所又は所在地					<div style="text-align: center;"> 市 町 受付印 </div>
		職業(勤務先)		電話	自宅勤務先		
		ふりがな氏名又は名称(代表者氏名)					年 月 日
		個人番号又は法人番号	右つめでご記入ください				課 税 番 号

不 動 産 取 得 申 告 書

長崎県税条例第28条第1項又は第2項の規定により、下記のとおり申告します。
また、住宅の取得にあつては、特例控除の適用があるべき旨、あわせて申告します。

区 分	土 地	家 屋
不動産の所在地		
種 類	宅地、田、畑、山林、原野、雑種地、その他 ()	住宅、店舗、工場、倉庫、事務所、その他 ()
取得の原因	売買、贈与、交換、その他 ()	新築、増築、改築、売買、贈与、その他 ()
地積又は床面積	㎡	㎡
増築前の床面積		㎡
効用上一体として利用される住宅や住宅用車庫等の面積		㎡
用 途		
家屋番号及び構造		
取得年月日	平成 年 月 日 (登記 平成 年 月 日) 令和	平成 年 月 日 (登記 平成 年 月 日) 令和
家屋新築の場合最初の使用又は譲渡年月日		平成 年 月 日 令和
中古住宅の場合新築年月日		昭和 年 月 日 平成 令和
取得価額		

備 考

- 1 この申告書は、土地や家屋を取得された方が地方税法及び長崎県税条例の規定により申告する場合に使用します。下記4又は5の軽減措置の適用を受けるためには、この申告書の提出が要件となっており、申告がない場合は軽減措置の適用が受けられません。
- 2 取得物件1件ごとに、市役所、町役場又は各振興局税務部門に提出してください。
- 3 「種類」及び「取得の原因」欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 4 住宅を新築した場合及び既存住宅(中古住宅)を取得した場合、一定の条件に該当すれば特例控除の適用があります。
- 5 次のいずれかに該当すれば税額が減額されます。
 - (1) 4の一定の条件に該当する新築住宅の用に供する土地で、土地を取得した日から2年(令和6年3月31日までの取得の場合は3年)以内に住宅を新築した場合、又は土地を取得した日前1年の期間内に住宅を新築した場合
 - (2) 4の一定の条件に該当する既存住宅(中古住宅)の用に供する土地で、土地を取得した日から1年以内にその既存住宅を取得した場合又は土地を取得した日前1年の期間内にその既存住宅を取得した場合
 - (3) 耐震基準に適合しない中古住宅を取得し、取得後6か月以内に、改修工事を施工かつ耐震基準適合証明書等を取得のうえ入居した場合の当該中古住宅(平成26年4月1日以降の取得に限る。)及びその用に供する土地(平成30年4月1日以降の取得に限る。)を取得した場合
 - (4) 宅地建物取引業者が改修工事対象住宅を取得し、一定のリフォーム工事を行ったうえ、取得の日から2年以内に住宅性能向上改修住宅として個人に販売し、購入者が自己の居住の用に供した場合の当該住宅(平成27年4月1日から令和7年3月31日までの取得に限る。)及び特定住宅性能向上改修住宅の用に供する土地を取得した場合(平成30年4月1日から令和7年3月31日までの取得に限る。)
- 6 地方税法第73条の4から第73条の7までの非課税規定に該当する場合は、不動産取得税を課されないことを証明するに足りる権限ある機関の証明書等を添付してください。
- 7 家屋を建築した場合は、参考書類として、建築家屋の図面及び見積書等を添付してください。
- 8 被用不動産の代替不動産に係る取得(地方税法第73条の14第7項、第73条の27の3)

公共事業の用に供するために用取られた不動産に代わる不動産の取得で、一定の条件に該当すれば、用取された不動産の価格(固定資産課税台帳に登録された価格がある場合はその価格、ない場合は知事が決定した価格)を代替不動産の価格から控除(用取前に代替不動産を取得する場合は、用取された不動産の価格に税率を乗じて得た額を税額から減額)する特例があります。
- 9 主体構造部と附帯設備の区分(地方税法第73条の2第7項)

主体構造部の取得者が、納税通知書の交付を受けた日から30日以内に、附帯設備に属する部分の取得者と協議のうえ、附帯設備に属する部分の取得者の所有に属する部分の価額を申し出た場合には、その部分の価額に基づいて附帯設備の取得者に不動産取得税を課すものとし、当該税額に相当する額が、申請者の税額から減額されます。